



《 目 次 》

1. 【案内】毎月勤労統計調査 事前調査への御協力をお願い
2. 【募集】茨城県庁舎 11 階アトリウムでセミナーの開催、WEB 会議やテレワークをしませんか！
3. 【案内】茨城県人権啓発推進センターの講師派遣事業のご案内
4. 【案内】不妊治療とプレコンセプションケアに関する市民公開講座を開催します！
5. 【募集】いばらき出会いサポートセンター 女性の入会登録料無料キャンペーン実施中
6. 【案内】茨城空港発着のビジネスジェットの運航が増加しています！
7. 【募集】インド人材採用促進セミナーの参加企業募集について
8. カスタマーハラスメント対策が事業主の義務となります！
9. 【募集】「茨城県障害者雇用優良企業」募集中！
10. 【紹介】外国人受入優良企業の取組事例をご紹介します！
11. 【募集】「外国人留学生インターンシップの受入企業」募集中！
12. 【募集】働く女性のためのキャリアデザイン研修を開催します！
13. 求職者等に対するセクハラ対策が事業主の義務となります！
14. 【お知らせ】障害者の法定雇用率引き上げ（2026 年 7 月～）について
15. 【募集】「いばらき賃上げ応援セミナー及び個別相談会」を開催します！
16. 【情報】8 月・11 月は「いばらき働き方改革推進月間」です
17. 【募集】茨城県働き方改革優良企業募集中です！
18. 【募集】「茨城県女性リーダー登用先進企業表彰」候補企業募集中！
19. 【案内】職場のトラブルを相談してみませんか？無料労働相談会を開催します！



1. 【案内】毎月勤労統計調査 事前調査への御協力をお願い

厚生労働省及び茨城県では、常用労働者を 5～29 人雇用している事業所を対象に、毎月勤労統計調査を実施しています。

この度、令和 9 年 1 月から調査対象となる事業所を選定するための事前調査を、令和 8 年 8 月末日現在で実施いたします。

【調査概要】

9 月から、県が任命した調査員が対象地域内の全事業所を訪問し、事業所の名称、所在地、労働

者数、主な生産品又は事業内容などを聞き取ります。

調査終了後、訪問した事業所のうち、常用労働者を5～29人雇用する事業所の中から、令和9年1月以降の調査を実施する事業所を厚生労働省にて無作為に抽出し、調査対象事業所として指定します。

指定となった事業所には、令和8年12月頃に調査員が調査の依頼に伺い、令和9年1月分から令和10年6月分までの間、労働者の雇用、給与及び労働時間について調査します。
指定となった際には、改めて調査へのご協力をよろしくお願いいたします。

調査の詳細や調査結果については、以下のページを御覧ください。

<厚生労働省：全国、地方調査>

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>

<茨城県：地方調査結果（統計課 HP）>

<https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/tokei/fukyu/tokei/betsu/rodo/rodo.html>

調査内容は、「統計法」により厳しく守秘義務が課せられており、統計以外の目的に用いられることはありません。何卒、調査に御協力くださいますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

県政策企画部 統計課 人口労働グループ 松山

TEL 029-301-2649 E-mail tokei3@pref.ibaraki.lg.jp



2. 【募集】茨城県庁舎11階アトリウムでセミナーの開催、WEB会議やテレワークをしませんか！

茨城県庁舎11階のアトリウムについて、フロアの一部を民間企業等の会議やセミナー及びコワーキングなど、ビジネス等にご利用いただけます。

「いばらき電子申請・届出サービス」から、簡単にお申し込みできますので、ぜひご利用ください。

1 利用（貸出）エリア

11階アトリウムの東側に、利用目的（団体・個人）に対応した2つのエリアを設定。

① セミナーゾーン（団体向）

20人程度まで利用可。100インチスクリーン（プロジェクター）、音響設備あり

② コワーキングゾーン（個人向）

・ボックス席（4人掛）：2か所（2名様以上で利用可能）、個人席：3席

2 利用方法等

○利用時間：平日9時～18時（セミナーゾーンは延長可：応相談）

○利用料金：①セミナーゾーン：1日2,000円（予約は3か月以内）

②コワーキングゾーン：1日200円/1席当たり（予約は3週間以内）

※「いばらき電子申請・届出サービス」からお申込みいただけます。

募集に係る資料等につきましては、以下の県ホームページに掲載しております。

<https://www.pref.ibaraki.jp/somu/kanzai/shisetsu/11kaiaatriumriyou/atriumriyou.html>

（利用規約等も掲載されておりますので、一読ください。）

※ご利用の際は、ご利用者の身分証明書の確認等を行いますので、必ず管財課（4階北側）にお立ち寄りください。

お気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

県総務部 管財課 施設管理担当

TEL：029-301-2387 E-mail：kanzai2@pref.ibaraki.lg.jp



3. 【案内】茨城県人権啓発推進センターの講師派遣事業のご案内

誰もが多様性を認め合い、県民一人ひとりが尊重される社会を実現するため、「茨城県人権啓発推進センター」では、企業や団体の職場などで行う様々な研修会などへ講師の派遣（無料）を行っています。

みなさまの職場研修や学習会などに、どうぞご利用ください。

1 講師派遣事業の概要

- ・派遣講師 県人権啓発推進センターの人権相談員等を派遣します。
- ・講義時間 ご依頼者様のご都合の時間で対応します。(20分間～120分間など)
- ・講義内容 「人権とは？」をはじめ、女性や子どもの人権、同和問題のほか、現在問題となっているインターネット上の人権侵害やハラスメントなど、幅広く対応します。また、講義時間によっては、リーフレットの利用や人権啓発DVDの鑑賞も可能です。
- ・派遣対象 県内に所在する企業、団体の方(任意のサークルも含む。)
- ・派遣経費 無料(講師の人件費及び旅費は、県が負担します)

2 派遣の申込等

- ・申込先 茨城県人権啓発推進センターに、電話等でお申込み下さい。
TEL: 029-301-3136
FAX: 029-301-3138
E-mail: koso5@pref.ibaraki.lg.jp
HP: 「茨城県人権啓発推進センター」で検索
※啓発DVDや図書の無料貸出しも行っています。
- ・派遣決定 センターの人権相談員等の日程調整を行ったうえで、ご依頼者様あて連絡させていただきます。

【問い合わせ先】

茨城県人権啓発推進センター(上記2の申込先参照)又は
県福祉部 福祉政策課 人権施策推進室
TEL: 029-301-3135

4. 【案内】不妊治療とプレコンセプションケアに関する市民公開講座を開催します！

不妊治療とプレコンセプションケアをテーマとした市民公開講座を開催します。
会場での参加、Webでの視聴が可能です。関心のある方は、ぜひご参加ください。

*詳細はこちら

<https://www.kids.pref.ibaraki.jp/~kids/kosodate/birth/birth01/01/r8siminkoukaikouza.pdf>

1 開催日時 令和8年9月13日(日)10時～12時

2 開催場所 つくば国際会議場 中会議室202
(茨城県つくば市竹園2丁目20-3)

3 対象の方
興味のある方は、どなたでも参加できます。

4 申込方法

【会場参加】事前申込は不要です。直接会場にお越しください。

【Web参加】茨城県産婦人科医会ホームページからお申込みください。

<https://ibaog.jpn.org/2026-09-13/>

5 費用 無料です。

【問い合わせ先】

茨城県産婦人科医会事務局
TEL 029-241-1130 (電話対応 平日9時～15時)

5. 【募集】いばらき出会いサポートセンター 女性の入会登録料無料キャンペーン実施中

いばらき出会いサポートセンターでは、結婚を希望される独身の方を対象に、会員登録制による男女の出会いと結婚を支援しています。

2021年4月から、AIマッチングシステム(※)を導入し、現在約3,700名の方が会員登録しており、成婚カップルも続々と誕生しています。

※個人のスマートフォンから24時間利用でき、AIによる紹介やオンラインお見合いなど、便利

な機能を搭載。

現在、女性会員の増加を図り、より多くの出会いの機会を創出するため、女性を対象とした入会登録料（通常 11,000 円）の無料キャンペーンを実施しておりますので、貴社社員等へご周知いただけますようお願いいたします。

■期 間：2026 年 8 月 1 日（土）～2026 年 10 月 31 日（土）

■対 象：上記期間中にセンターに入会登録する女性（入会登録面談まで終了できる方）

入会方法等の詳細は、センターホームページ（<https://www.ibccnet.com>）をご覧ください。

※男性は、当該キャンペーンの対象にはなりませんが、一部市町村では入会登録料の助成制度（<https://www.ibccnet.com/city/subsidy.html>）を設けておりますので、併せてご周知願います。

【問い合わせ先】

一般社団法人いばらき出会いサポートセンター

TEL：029-224-8888 E-mail：r-line@ibccnet.com

県福祉部 子ども政策局 少子化対策課 企画・結婚支援グループ

TEL：029-301-3261 E-mail：shoutai2@pref.ibaraki.lg.jp

6. 【案内】茨城空港発着のビジネスジェットの運航が増加しています！

茨城空港では、2025 年 11 月に商用運航として初となるビジネスジェットのチャーター運航が実現して以降、運航件数が順調に増加しています。

2026 年 7 月には、単月では過去最多となる 3 件の運航が実現しました。

【茨城空港でのビジネスジェット運航実績（一例）】

- ・2026 年 7 月上旬：北陸方面－茨城間の旅客運送
- ・2026 年 7 月上旬：関西方面－茨城間の旅客運送
- ・2026 年 7 月下旬：中部方面－茨城間の旅客運送

ビジネスジェットの活用により、発着時間や行先を柔軟に設定できるほか、移動時間の大幅な短縮が可能となります。

ご興味がありましたら、まずはビジネスジェットのチャーターサービスを提供している事業者へお問い合わせください。

（参考）茨城空港を発着するビジネスジェットの取扱い実績がある事業者

○株式会社 SKYTREK（旅行業）

ホームページ：<https://www.skytrek.co.jp/>

ツアーページ：<https://www.skytrek.co.jp/tours>

○エアロトヨタ株式会社（航空運送事業・旅行業）

ホームページ：<https://www.aerotoyota.co.jp/>

○株式会社 Japan Biz Aviation（航空運送事業・旅行業）

ホームページ：<https://www.j-bizavi.com/>

また、茨城空港へのビジネスジェットの乗り入れに係る運航事業者の皆様からのご相談も随時お受けしています。以下の問い合わせ先までお気軽にご連絡ください。

【問い合わせ先】

県営業戦略部 空港振興課 就航対策グループ

TEL：029-301-2764 E-mail：kutai02@pref.ibaraki.lg.jp

7. 【募集】インド人材採用促進セミナーの参加企業募集について

茨城県ではインド人材の受入に興味がある県内企業向けに、インド人材について「知り」、その理解を「深め」、インド人材と県内企業を「繋ぐ」一連の取組として、「いばらき×インド人材プロジェクト」を展開しています。

本プロジェクトの一環として、特にブルーカラー人材を求める企業様や監理団体・登録支援機関の皆様を対象に、県内におけるインド人材の受入事例等をご紹介します無料セミナーを開催すること

いたしました。

実際にインドを視察した監理団体をお招きして、現地送出機関のリアルな情報もお話しいただく予定となっておりますので、是非ご参加ください。

日時：2026年8月26日 14時から

場所：ザ・ヒロサワ・シティ会館分館

※ オンライン併用、当日ご都合がつかない方も、ご登録いただければ後ほどオンデマンド視聴が可能です。

内容：○ 県内でのインド人材活躍事例紹介

○ 現地を視察した監理団体によるパネルディスカッション

○ インド人材に関する茨城県の取組紹介（視察ツアーのご案内）

申込：以下の URL から必要事項を記載の上、お申し込みください。

https://zoom.us/webinar/register/WN__4MqX15OQFiIVA5rVj8Z9w

【問い合わせ先】

県産業戦略部 労働政策課 雇用促進対策室

TEL：029-301-3645 E-mail：rosei2@pref.ibaraki.lg.jp

8. カスタマーハラスメント対策が事業主の義務となります！

近年、カスタマーハラスメントが社会問題化していることを受け、2026年10月1日から、企業等にはカスハラ防止のため、雇用管理上、必要な措置を講じることが義務付けられることになりました。

事業主の皆さまは、改正労働施策総合推進法や指針の内容に沿った対策をご準備ください。

（参考）事業主が講ずべき措置

- ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ・相談体制の整備
- ・事後の迅速かつ適切な対応
- ・対応の実効性を確保するために必要なカスタマーハラスメントの抑止のための措置
- ・そのほか併せて講ずべき措置（相談者のプライバシー保護のための措置等）

カスハラ概要（政府広報 HP）

<https://www.gov-online.go.jp/article/202510/entry-9370.html>

改正法・指針等（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

【問い合わせ先】

県産業戦略部 労働政策課 労働経済・福祉グループ

TEL 029-301-3635 E-mail rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

9. 【募集】「茨城県障害者雇用優良企業」募集中！

茨城県では、障害のある方がいきいきと働くことができる社会の実現を目指し、障害者雇用に積極的に取り組む企業を「茨城県障害者雇用優良企業」として認定しています。

障害者雇用に関する優れた取組を広く発信する機会にもなりますので、ぜひ本制度をご活用ください。

企業の皆様からのご応募をお待ちしております。

【メリット】

- ・認定マークを会社 PR に活用可
- ・県建設工事入札参加資格審査の技術等評価項目加点
- ・県中小企業融資制度（雇用促進等支援融資）の対象
- ・県主催イベント（チャレンジいばらき就職フェア等）の優先参加
- ・ハローワーク求人票に認定企業である旨記載可 等

【主な認定基準】

- ・県内に本社があること又は本社は県外だが、県内の公共職業安定所に障害者雇用状況報告書を提

出していること。

・ 障害者雇用率が法に基づく算定方法により 3.0%を達成していること、又は過去 3 年間に於いて法定雇用率を達成していること。なお、常用雇用労働者が 37.5 人未満の企業等については障害者を 1 名以上雇用していること。

※ その他の基準については、県ホームページをご確認ください。

【募集期間】

通年

【応募方法】

県ホームページから申請書をダウンロードのうえ、メールにてご提出ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/syougaisyamark/kbosyu.html>

【問い合わせ先】

県産業戦略部 労働政策課 雇用促進対策室

TEL：029-301-3645

10. 【紹介】外国人受入優良企業の取組事例をご紹介します！

県では、外国人が共に活躍できる職場づくりにおいて、優れた取組や先進的な取組を行う企業を認定する「茨城県外国人受入優良企業等認定制度」を昨年度創設しました。

認定企業の取組をシリーズでご紹介します。

【第 4 回】

株式会社俊光建設（坂東市/建設業）

○ 毎月の給料日に、インドネシアの食文化に合わせた鶏肉料理を全従業員にふるまう「鶏の日」を設定。

○ 社屋の 2 階をリフォームして寮を整備。原則 1 人 1 部屋で、安心して暮らせる環境を提供。

○ 地域社会との接点を持てるように、地域のお祭りへやゴミ拾い活動への参加を促進。

<https://ifc.ibaraki.jp/case-study/nintei/page-3981/>

前川工業株式会社（行方市/建設業）

○ 通訳を交えた全員ミーティングを実施し、日本人従業員と外国人従業員が相互理解を深めながら職場の課題を解決。

○ 社内規程を多言語化し、監理団体の通訳を交えて説明を行う体制を整備。

○ 本人の希望（キャリア、帰省など）を尊重し、働き続けたいと思える職場づくりを推進。

<https://ifc.ibaraki.jp/case-study/nintei/page-4033/>

▶ 取組の詳細は、上記 URL から外国人材支援センターHP をご覧ください

【問い合わせ先】

県産業戦略部 労働政策課 雇用促進対策室

TEL：029-301-3645 E-mail：rosei2@pref.ibaraki.lg.jp

11. 【募集】「外国人留学生インターンシップの受入企業」募集中！

茨城県外国人材支援センターでは、外国人留学生の県内企業への就職を促進するため、外国人留学生のインターンシップを実施します。

現在、インターンシップの受入企業を募集しておりますので、外国人留学生の採用に関心のある企業様は、ぜひお申込みください。

■対象企業

外国人留学生の採用に関心のある企業

（インターンシップの受け入れは茨城県内の事業所に限ります）

■参加学生

国内の大学院・大学に在籍する外国人留学生

※ 日本語レベルは募集要項で指定することができます

■内 容

数時間～1 Day のオープンカンパニーや課題解決型のインターンシップなど

※ 給与等の事業所負担は基本的にありません。

■実施時期

2026 年 4 月～2027 年 3 月 ※ 期間・時期はご相談に応じます

■申 込 先

茨城県外国人材支援センター

ホームページ URL <https://ifc.ibaraki.jp/internship/>

【問い合わせ先】

茨城県外国人材支援センター

TEL：029-239-3304

お問合せフォーム <https://ifc.ibaraki.jp/contact/>

12. 【募集】働く女性のためのキャリアデザイン研修を開催します！

茨城県では、働く女性の活躍を推進するため、女性のためのキャリアデザイン研修を実施します。募集開始は、8 月下旬ごろの予定です。ご応募をお待ちしています！

※いずれも、茨城県内に本社または事業所を有する企業等に在籍する社員限定

【管理職候補の女性社員向け研修】(①対面 or②オンライン (Zoom))

・日時：

(①対 面)

第 1 回 令和 8 年 10 月 7 日 (水) 13 時 00 分～17 時 00 分

第 2 回 令和 8 年 10 月 26 日 (月) 13 時 00 分～17 時 00 分

(②オンライン)

第 1 回 令和 8 年 10 月 21 日 (水) 13 時 00 分～17 時 00 分

第 2 回 令和 8 年 11 月 13 日 (金) 13 時 00 分～17 時 00 分

・対象：管理職候補、中堅層の女性社員（第 1 回・第 2 回両日の受講ができる方）

・定員：対面 24 名

オンライン 20 名

・内容：管理職になる上での不安を解消し、自身の強みや価値観を活かしたリーダーシップスタイルを形成し、マネジメントスキルの向上を目指す研修。

・会場（対面）：茨城県三の丸庁舎（水戸市三の丸 1-5-38）

・締切：（対面）令和 8 年 9 月 24 日（木）

（オンライン）令和 8 年 10 月 7 日（水）

<詳細はこちら>

<https://yell.pref.ibaraki.jp/seminar-event/index.html>

【問い合わせ先】

県産業戦略部 労働政策課 労働経済・福祉グループ

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

TEL:029-301-3635（直通） E-mail：rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

13. 求職者等に対するセクハラ対策が事業主の義務となります！

2026 年 10 月 1 日から、事業主は求職者等に対するセクハラ防止のため、必要な措置を講じることが義務付けられることになりました。

事業主の皆さまは、改正労働施策総合推進法や指針の内容に沿った対策をご準備ください。

（参考）事業主が講ずべき措置

・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

・相談体制の整備

・事後の迅速かつ適切な対応

・そのほか併せて講ずべき措置（相談者のプライバシー保護のための措置等）

就活セクハラ概要（あかるい職場応援団 HP）

https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/foundation/harassment_list/kyushoku_sexual-hara/

改正法・指針等（厚生労働省 HP）

【問い合わせ先】

県産業戦略部 労働政策課 労働経済・福祉グループ

TEL 029-301-3635 E-mail rosei1@pref.ibaraki.lg.jp



14. 【お知らせ】障害者の法定雇用率引き上げ（2026 年 7 月～）について

障害者雇用促進法により、全ての事業主には、常時雇用している労働者に障害者の法定雇用率を得た数以上の障害者を雇用することが義務づけられています。

この度、2026 年 7 月より法定雇用率が引き上げられ、対象事業主の範囲も拡大されたことから、事業主の皆様には、障害者雇用に向けた計画的な取組や体制整備がより一層求められています。茨城県では、障害者雇用伴走・定着支援員による企業訪問や各種イベントを通じて、障害者とのマッチングや定着を支援しております。

障害者雇用にお悩みの事業主の皆様は、ぜひ障害者雇用伴走・定着支援員まで、お気軽にご相談ください。

【法定雇用率引き上げの概要（2026 年 7 月 1 日～）】

- ・法定雇用率：2.5% → 2.7%
- ・対象事業主：40.0 人以上 → 37.5 人以上

【（参考）本県の障害者の実雇用率（2025 年 6 月 1 日時点）】

- ・全国平均：2.41%
- ・茨城県：2.32% ※全国順位…45 位／47 都道府県

○本県の実施事業

- ・障害者雇用伴走・定着支援員による障害者雇用支援
<https://www.pref.ibaraki.jp/sangyo/rodo/ginou/syougaisyakoyousousyutu-sienjigyou.html>
- ・求職者向け企業見学会や面接会等の開催
<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/koyo/syougaisyakoyouibento.html>

【問い合わせ先】

いばらき就職支援センター（障害者雇用伴走・定着支援員）

TEL：029-303-6322

Mail：rousei6@pref.ibaraki.lg.jp

FAX：029-221-6031



15. 【募集】「いばらき賃上げ応援セミナー及び個別相談会」を開催します！

県内中小企業・小規模事業者の皆様向け、国や県で展開している賃上げ支援等の各種支援策について、専門家が分かりやすく解説するセミナーを開催します。

色んな支援策があるのは分かるけど、何が活用できるのか分からない…詳しく調べる余裕がない…、という方向けに、社会保険労務士による個別相談会も同時開催します。

参加費は無料です！ぜひご参加をお待ちしております。

○日程・会場

- 【1】9 月 8 日（火）茨城県庁 9 階講堂（水戸市笠原町 978-6）
- 【2】9 月 9 日（水）茨城県県南生涯学習センター 中講座室 2
（土浦市大和町 9-1 ウララビル 5F）
- 【3】9 月 10 日（木）日立地区産業支援センター 大研修室
（日立市西成沢町 2 丁目 20-1）
- 【4】9 月 11 日（金）鹿嶋市商工会 多目的ホール（鹿嶋市宮中 2-1-34）
- 【5】9 月 25 日（金）茨城県県西生涯学習センター 中講座室（筑西市野殿 1371）

○プログラム（各回共通）※13：45 から入場受付開始

【セミナー】14：00～15：25

主な公演内容

- 最低賃金のはなし

- 好循環を巻き起こすには
- なぜ、今やらねば？
- 使える補助金・助成金・融資
- まずは無料相談から！

【個別無料相談会】15：30～16：30（各回15分×4回）

○セミナーの詳細及び参加申し込みについては、以下 URL からご確認ください。
<https://ibaraki-chinage.com/#seminar>

【問い合わせ先】

県産業戦略部 労働政策課 労働経済・福祉 G
TEL:029-301-3635 Mail rosei1@pref.ibaraki.lg.jp



16. 【情報】8月・11月は「いばらき働き方改革推進月間」です

いばらき女性活躍・働き方応援協議会（経済団体、労働者団体、行政機関等）では、官民が連携して、長時間労働の抑制や ICT 技術を活用したテレワーク・時差出勤など多様な働き方が可能な労働環境の整備や、効率的な業務改善に向けた働き方改革の推進に取り組んでいます。

◆8月・11月の推進月間を機会に、既に働き方改革に取り組んでいる企業・団体の皆様も、これから取り組んでみようと考えている企業・団体の皆様も、できることから働き方の見直しを進めてみましょう。

【いばらき女性活躍・働き方応援協議会とは？】

一般社団法人茨城県経営者協会、茨城県商工会議所連合会、茨城県商工会連合会、茨城県中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会茨城県連合会、茨城県社会保険労務士会、茨城労働局、茨城県で構成され、女性活躍の促進、本県の働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進に向け、官民連携して取り組んでいる団体です。

本協議会の趣旨に賛同いただける会員企業を募集しています（令和8年7月末現在841社）。

◆アクセスはこちらから↓◆

「あなたにエール」 ～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～
働き方改革」

URL：https://yell.pref.ibaraki.jp/work-style-reform/workstyle_reform_month.html

【問い合わせ先】

県産業戦略部 労働政策課 労働経済・福祉 G
TEL 029 - 301-3635 Mail rosei1@pref.ibaraki.lg.jp



17. 【募集】茨城県働き方改革優良企業募集中です！

茨城県では、すべての労働者が働きやすい環境づくりに向けて、「働き方改革」に積極的に取り組む企業、取組が優れた企業を「働き方改革優良企業」又は「働き方改革推進企業」として認定しています。

多様な働き方や業務効率化などの働き方改革に取り組む、自社の PR と魅力アップを目指しましょう。

また、優良（推進）認定企業のロゴマークを活用し、名刺やホームページへの掲載など、認定企業であることの PR、企業のイメージアップを図りましょう。

申請から認定までの流れや審査項目などの詳細は、以下のページをご確認ください。

<https://yell.pref.ibaraki.jp/work-style-reform/certification.html>

※令和8年4月1日以降の新規認定企業・更新企業より、有効期間が2年間から3年間に延長されました！

認定を受けた企業には、県ロゴマーク入りの認定証（有効期間3年間）を交付します。以下のページから、申請書をダウンロードして、メールでお申し込みください。

既に認定を受けた企業で、更新通知を受け取った場合は更新申請、有効期間が過ぎている場合は再申請をお願いいたします。

各認定のメリット及び主な認定基準は次のとおりです。

○メリット

【推進企業認定】

- ・ハローワークの求人票に認定企業であることを記載いただけます
- ・県運営の求人サイト特設ページで紹介します
- ・県ポータルサイトにおいて、認定企業として公表、取組内容の紹介をします
- ・県の中小企業融資制度（雇用促進等支援融資）の対象となります
- ・建設工事及び物品調達入札参加資格審査における加点措置があります
- ・推進企業認定ロゴマークを使用し、名刺や HP において PR ができます
- ・茨城県企業支援型奨学金返還支援事業において、補助上限人数の優遇が受けられます
- ・本認定を県内高校・大学に周知し、人事確保を支援します

【優良企業認定】※推進企業認定のメリットに加えて

- ・県が主催する就職面接会へ優先的に参加できます
- ・特に優れた取組をリーフレット、セミナーにおいて県が PR いたします
- ・優良企業認定ロゴマークを使用し、名刺や HP において PR ができます
- ・認定企業の情報を県内の大学・県立高校に提供し人材確保の機会を支援します

○認定基準

推進企業認定：①～⑤までの合計点数で認定

優良企業認定：上記に加えて⑥～⑪の1項目以上での加点で認定

【働き方改革についての取組み】

- (1) 多様な働き方の実施（テレワーク、フレックス制、時差出勤、休暇制度など）
- (2) 業務の効率化・生産性向上の取組み（作業マニュアル、ICT 導入など）
- (3) 多様な人材の活躍（女性・高齢者・障害者・外国人・LGBT などの雇用、活躍促進）
- (4) その他の働き方改革（ハラスメント研修、メンタルヘルス研修など）
- (5) 実態把握と運用強化（労働時間・休暇取得状況の把握）

【働き方改革に関する数値の実績】

- (1) 正社員の総実労働時間もしくは所定外労働時間
 - (2) 正社員の平均週労働時間 60 時間以上の労働者割合
 - (3) 正社員の年休取得率もしくは平均取得日数
 - (4) 平均離職率
 - (5) 出産した女性の継続就労割合
 - (6) 男性の育児休業取得率
- 特例 テレワークの運用実績

【問い合わせ先】

県産業戦略部 労働政策課 労働経済・福祉 G

TEL 029-301-3635 E-mail roseil@pref.ibaraki.lg.jp

18. 【募集】「茨城県女性リーダー登用先進企業表彰」候補企業募集中！

<9月30日まで！>「茨城県女性リーダー登用先進企業表彰」候補企業を募集中です！

茨城県では、企業における女性の活躍を推進するため、女性の登用に積極的に取り組み、その実績が優れている企業を「茨城県女性リーダー登用先進企業」として表彰しています。

被表彰企業については、選考委員会で決定後、表彰式において表彰状を贈呈するとともに、女性の登用に関する取組内容・成果等を「いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト」への掲載やプレスリリースなどにより周知する予定です。ご応募をお待ちしています！

■応募方法

企業からの自薦または県内経済団体及び市町村等からの推薦

推薦書様式 1、2 及び添付書類一式をメールまたは郵送で提出してください。

○提出期限：令和 8 年 9 月 30 日（水）

◎表彰要件、応募に係る各種様式等、表彰に係る詳細は、県のポータルサイトをご覧ください。

https://yell.pref.ibaraki.jp/womanact/leader_commendation.html

◎これまでの被表彰企業や取組内容は、県のポータルサイトをご覧ください。

https://yell.pref.ibaraki.jp/womanact/award_winning_company_introduction.html

TEL : 029-301-3635 (直通) E-mail : rose1@pref.ibaraki.lg.jp

TEL : 029-301-5563 E-mail : roudoui@pref.ibaraki.lg.jp

◇ Copyright(C) 2008 茨城県 掲載記事の無断転載を禁じます